

平成28年1月26日

海老名市長 内 野 優 殿

海老名市特別職報酬等審議会  
会 長 平 川 菊 哉

海老名市特別職の職員の報酬等について（答申）

平成28年1月8日付けで諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

- 1 審理員の報酬額について  
審理員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 2 にぎわい振興審議会委員の報酬額について  
にぎわい振興審議会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 3 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び農業委員会委員の報酬額について  
農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び農業委員会委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 4 農地利用最適化推進委員の報酬額について  
農地利用最適化推進委員については、諮問された報酬額について適当であると思料する。
- 5 上記答申についての審議経過は、別記のとおりである。

## 【審議経過】

当審議会は、特別職の職員の報酬等について市長から諮問を受け、平成28年1月8日に会議を開催した。会議においては、各委員それぞれが厳正かつ公平な立場で発言し慎重に審議、結果を集約し答申書を取りまとめたものである。

以下、諮問事案についての審議経過について概要を記すこととする。

### 1 審理員の報酬額について

審理員の報酬額については、行政不服審査法の規定による審査請求事件に対する審理手続きを行う審理員には、その職制上、高度な素養、論理的思考能力、コミュニケーション能力及び文書能力が不可欠であり、主として弁護士への委嘱を想定していることから、日額10,000円とされた。

審議の中で、顧問弁護士以外の弁護士に対する報酬額としては安価ではないかという議論もあったが、今後の審査請求事件の内容や件数を考慮しながら、適宜報酬額の見直しを行う条件で、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

### 2 にぎわい振興審議会委員の報酬額について

にぎわい振興審議会委員の報酬額については、年2回の審議会開催の予定で、現行の審議会等委員と同様である日額8,700円とされ、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

### 3 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び農業委員会委員の報酬額について

農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者及び農業委員会委員の報酬額については、他市平均と比較しても低水準であり、会長の月額59,000円、会長職務代理者の月額46,000円、委員の月額36,000円への引上げは妥当であり、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

なお、会長、会長職務代理者は他市においてもそれぞれ1名であり、その職責は他市と比較してもさほど変わることはないことを考慮し、他市と同水準までの報酬額引上げを検討していくべきであるとの意見があったことを付記する。

#### 4 農地利用最適化推進委員の報酬額について

農地利用最適化推進委員の報酬額については、日額8,700円とされ、1ヶ月につき4日間勤務の想定で月額34,800円の報酬となるが、職務内容は現行の農業委員とほぼ同様であり、諮問された報酬額については適当であると判断するに至った。

なお、日額報酬とすることについて、定例総会への出席や現地確認などの職務内容からすると、勤務日数に応じて報酬を支払う日額8,700円は非常に公平であるとの意見と、農業委員と同様な職務内容であるならば、農地パトロールや所有者への働きかけなど、常に委員としての職務を遂行する必要があるため、日額ではなく月額で報酬を支払うことも考慮すべきであるとの意見があったことを付記する。